

板橋区高齢者サービス調整会議運営要綱

(平成3年4月30日区長決定)

(設置目的)

第1条 板橋区において、日常生活に支障があり支援を要する高齢者等に対して、適切な支援を図るため高齢者の現状把握、アセスメント、支援体制の確認及び保健、医療、福祉に係わる関係機関との調整、援護を図るため、高齢者サービス調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所轄事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 訪問及び相談活動による高齢者の現状把握
 - (2) 複合した要因を有する高齢者について具体的な支援方針の検討
 - (3) 支援過程に於ける評価
 - (4) 居宅介護支援事業者等、関係機関との連絡調整
 - (5) その他、高齢者へのサービス調整、推進に関すること
 - (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項各号及び第2項並びに第11条第2項に基づく、やむを得ない事由による措置に関すること
- 2 調整会議の対象となる者は、主として次のとおりとする。
- (1) 区内に居住する65歳以上で支援等が必要な者
 - (2) 区内に居住する40歳以上65歳未満の者で、要介護認定等に係わる介護認定調査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)に定める要介護状態区分が、要支援1及び要支援2並びに要介護1から要介護5までに該当し、かつ、介護保険法(平成9年第123号)に規定する特殊疾病を有する者で支援等が必要な者
 - (3) その他、区長が必要と認める者

(構成員)

第3条 調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 2 高齢政策課長
- 3 高齢政策課特別援護係長、担当職員及び保健師
- 4 地域包括支援センター職員
- 5 介護保険事業者、第2条第2項の各号に規定する対象者の親族等、その他高齢政策課長が調整会議に必要と認める者

(調整会議)

第4条 調整会議は、高齢政策課長が召集し会議を主宰する。高齢政策課長に事故

あるときは、あらかじめ高齢政策課長の指名する者がその職を代理する。

2 調整会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

3 高齢政策課長は、前項の規定にかかわらず、緊急に当該高齢者等の支援について調整する必要があるときは、前条に掲げる構成員のうち必要な者のみをもって開催することができる。

(資料提出)

第5条 高齢政策課長は、調整会議の開催にあたり、前もって当該ケースの資料が必要と判断したときは、事前に当該構成員から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 調整会議の構成員は、調整会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(記録の保管)

第7条 高齢政策課は、会議録を整理して保管するものとする。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、高齢政策課が行うものとする。

付 則

この要綱は平成3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。